

施設・サービス圏域形態の概要について
(鹿児島県/宮崎県/大分県の事例)

—地域施設計画における圏域設定手法に関する研究その6—

正会員 ○板井 康浩²⁾

友清 貴和¹⁾ 高附 剛生²⁾

関屋 修²⁾ 山下 剛²⁾

はじめに

施設・サービスの受益範囲(以下施設圏域)の多くには、市町村や市郡といった行政区域を住民の生活圏とみなし、これらの行政区域を基準に設定されている現状が伺える。しかしこれらの行政区域は、既存のものとして疑われることなく生活圏として認識されているものである。本研究は行政区域の成立過程に関する知見を踏まえた上で、以下三編(地域施設計画における圏域設定手法に関する研究 その6~8)にわたって、鹿児島/宮崎/大分の三県を対象に、施設圏域の形態と行政区域の関係を明らかにし、行政区域が施設圏域に与える影響を行政区域の歴史的変遷の中に探ろうとするものである。

研究の目的・方法

本編では施設圏域一般の形態について、まずその全体的な特徴を明らかにする。そして次編(その7)において、施設・サービス項目(以下施設項目)毎に具体的な特徴を明らかにし、本編の結果と併せ、施設圏域の形態を分析する。具体的には以下の方法にそって分析を行う。

①まず三県において各種施設項目毎に施設圏域調査を行った。それら施設圏域を設定年と共に施設の管轄機関別に記載した一覧表を掲載する。【表1】

②次に施設圏域が市町村・郡・市郡といった行政区域を基準に設定されていると仮定し、施設圏域の形態を10タイプ(A, B, C, D, E, F, G, H, I, J)に類型した。A, B, Cを行政区域をそのまま適用した形態、D, E, F, Gを行政区域を単位に合併して設定された形態、H, I, Jを行政区域の影響の少ない形態とみなす。【表2】

なお、現行政制度における行政区域は市町村のみであるが、本研究では、過去に行政区域として機能しており、現在も住民になじみのある生活圏として地理的名称の存続する郡・市郡も行政圏域とみなす。各県の行政区域は鹿児島【図1】、宮崎【図2】、大分【図3】である。

③以上をもとに、各県毎に②で類型した施設圏域10形態それぞれのタイプに属する施設圏域数及び総施設圏域数に対する各タイプに属する施設圏域数の割合を求め、更にこれらの小計を行政区域適用形態(A~C)、行政区域合併形態(D~G)、行政区域の影響の少ない形態(H~J)毎に求める。以上をもって施設圏域と行政区域の関係につ

いて分析し、三県の比較分析を行う。

分析結果

各県の施設圏域形態A~J各タイプに属する施設圏域数及び総圏域数に対する割合は【表3】のようになった。これよりよみとれる特徴は以下の通りである。

・三県共に他の形態と比べA(市町村区域型)、C(市郡区域型)の各形態をとる施設圏域が多い。これらは共

【表1】調査施設・サービス項目/施設圏域設定年/圏域数

機関	施設・サービス名	鹿児島県		宮崎県		大分県	
		有無	設定年	有無	設定年	有無	設定年
国の機関	社会保険(厚生年金)	○	S55 4	○	S61 4	○	S41 4
	社会保険(国民年金)	○	S55 4	○	S61 4	○	S41 4
	公共職業安定所	○	S初期 11	○	S20 7	○	S20R 8
	税務署	○	S31 9	○	S29 6	○	S24 9
	郵便番号区域	○	不明 32	○	不明 5	○	不明 9
	地方方法務局	○	不明 32	○	不明 5	○	不明 9
	簡易裁判所	○	不明 32	○	不明 5	○	不明 9
	地方家庭裁判所	○	不明 32	○	不明 5	○	不明 9
	県税事務所	○	S35 6	○	S51 7	○	S48 7
	福祉事務所	○	S26 19	○	H5 5	○	S30 17
県の機関	保健所	○	S50 12	○	H5 10	○	S19 13
	農業改良普及所	○	S55 21	○	S60 13	○	S40R 12
	産業指導所	○	S30 4	○	S62 10	○	H4 2
	家畜保健衛生所	○	S42 6	○	S47 3	○	S40 4
	土木事務所	○	S37 13	○	S25 11	○	S21 12
	公立高等学校学区	○	S58 10	○	H6 10	○	H6 12
	県議会議員選挙区	○	S55 20	○	S45 16	○	S39 23
	警察署	○	S47 22	○	S52 13	○	不明 18
	研修事務所	○	S27 9	○	不明 7	○	不明 10
	水産業改良普及所	○	S55 5	○	S29 7	○	不明 2
市町村機関	農林事務所	○	S30 9	○	S51 4	○	不明 6
	商工労働事務局	○	S30 9	○	S51 4	○	不明 6
	食肉衛生所	○	S30 9	○	S51 4	○	不明 6
	港湾事務所	○	S30 9	○	S51 4	○	不明 6
	医療圏	○	S30 9	○	S51 4	○	不明 6
	児童相談所	○	S30 9	○	S51 4	○	不明 6
	教育事務所	○	S30 9	○	S51 4	○	不明 6
	地方振興局	○	S30 9	○	S51 4	○	不明 6
	中小企業労働安定所	○	S30 9	○	S51 4	○	不明 6
	酒害虫防除所	○	S30 9	○	S51 4	○	不明 6
法人機関	視聴覚ライブラリーセンター	○	不明 17	○	S50 9	○	S39 6
	消防組合	○	S40 17	○	H4 21	○	S50 15
	ごみ焼却場	○	H3 24	○	S50 24	○	S50 24
	し尿処理施設	○	S61 21	○	S52 25	○	S50 20
	火葬場	○	H4 23	○	H1 12	○	不明 5
	伝染病隔離病舎	○	H6 9	○	不明 7	○	不明 3
	商工会議所・商工会	○	S35 7	○	S37 44	○	不明 58
	農協	○	不明 16	○	不明 10	○	不明 17
	国民金融公庫	○	S58 2	○	S37 2	○	S58 2
	J A	○	H5 19	○	S49 13	○	不明 34
私的機関	患者輸送タクシー	○	不明 4	○	不明 3	○	不明 3
	N T T (市外局番)	○	不明 6	○	不明 6	○	不明 8
	N T T 営業所	○	不明 6	○	H2 8	○	不明 5
	宅配便(ペリカン便)	○	不明 6	○	S50 44	○	S56 22
	宅配便(ヤマト運輸)	○	H5 27	○	S50 44	○	S56 22
	西本願寺	○	不明 10	○	S57 9	○	不明 5
	東本願寺	○	不明 6	○	不明 8	○	不明 5
	吉果物流通圏	○	不明 3	○	不明 8	○	不明 5
	九州電力	○	不明 3	○	不明 8	○	不明 5
	九州電力	○	不明 3	○	不明 8	○	不明 5
計		34	493	36	399	34	419

1)視聴覚ライブラリーセンターの管轄機関は大分県のみ県の機関である。

【表2】行政区域を基準に類型した施設圏域の圏域形態

施設圏域形態	各施設圏域形態の内容
A 市町村区域型	現行制度において機能している最小の行政区域市町村を適用した形態
B 郡区域1型	現行から次正に於ける制約であった郡以下の郡区域から現在までに市制施行を行った市郡区域を除いた区域を適用した形態
C 市郡区域2型	現在までに市制施行により市郡区域を全く排出していない郡区域を適用した形態
D 市町村区域合併型	市制施行により市郡区域を全く排出していない郡区域を適用した形態
E 市町村区域合併型(市郡境界線併断)	市町村区域を単位として、異なる市郡区域に所属する互いに隣接し合う市町村どうしを複数合併した形態
F 郡区域合併型	郡区域1を単位として郡区域1どうしを複数合併した形態
G 市郡区域合併型	市郡区域を単位として市郡区域どうしを複数合併した形態
H 市郡境界線併断	市郡区域を併断した形態
I その他	市郡区域内に位置し、行政区域の適用あるいは単位とした構成が全域にわたって見受けられず、その影響が少ないと見せる形態
J その他	複数の市郡区域にまたがって位置し、行政区域の適用あるいは単位とした構成が全域にわたって見受けられず、その影響が少ないと見せる形態

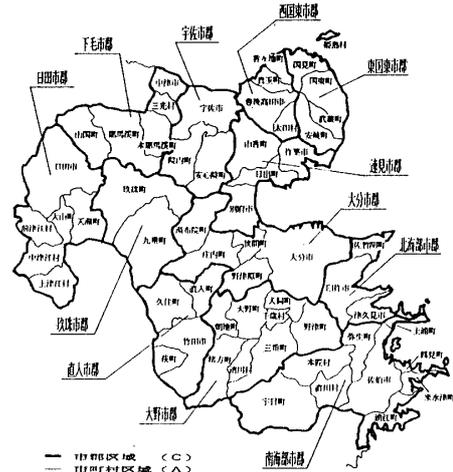
A study on the summarization about the form of the facility and service area
(A case of KAGOSIMA, MIYAZAKI and OITA)
A study on the zoning techniques for facility area No.6
ITAI Yasuhiro, TOMOKIYO Takakazu, TAKATUKI Gowsei, SEKIYA Osamu, YAMASITA Gow



【図1】鹿児島県の市郡・市町村区域



【図2】宮崎県の市郡・市町村区域



【図3】大分県の市郡・市町村区域

に行政区域をそのまま適用したとみなせる形態である。
 ・鹿児島県、宮崎県においてはD（市町村区域合併型・市郡内）の形態をとる施設圏域が多く、特に鹿児島県においては10形態中最も高い値を示している。しかし、大分県においては前二県と比べて極端に少ない。

・市町村区域を複数合併した形態であるD（市町村区域合併型・市郡内）とE（市町村区域合併型・市郡境界横断）を比較すると、鹿児島県と宮崎県はEよりDの形態をとる施設圏域が明らかに多いのに対し、逆に大分県では僅かではあるがEの形態をとる施設圏域のほうが多い。

・三県共にC（市郡区域型）に比べてB（郡区域1型）が、またG（市郡区域合併型）に比べてF（郡区域合併型）の形態をとる施設圏域が少ない。特にFの形態をとる施設圏域は鹿児島県にごくわずかにみられるだけである。これは郡区域1の形態よりも市郡区域の形態が施設圏域設定に対して強く関係していることを示している。

・行政区域をそのまま適用したとみなせる形態（A～C）をとる施設圏域が大分県69.0%、宮崎県64.2%と高い割合を占め、鹿児島県においても49.1%とほぼ半数を占める。また、これに行政区域を合併して設定されたとみなせる形態（D～G）をとる施設圏域を加えると、三県共に施設圏域全体の九割以上を占める。

・大分県においてはC（市郡区域型）、G（市郡区域合併型）の各形態をとる施設圏域が他二県と比べて多い。
 ・鹿児島県は他の二県よりも行政区域の影響が少ないとみなせる形態（H～J）をとる施設圏域が比較的多い。
 ・三県共に市郡区域の境界線を横断して設定されている形態、即ちE（市町村区域合併型・市郡境界横断）とJ（その他・市郡境界横断）の形態をとる施設圏域の合計は全施設圏域の約一割程度である。

まとめ・考察

以上より、三県共に行政区域の影響の色濃い施設圏域が多く設定されていることがわかった。しかし郡区域1を適用あるいは基準として設定されたとみなされる施設圏域は三県共わずかに存在するのみであり、むしろ市制施行により市と郡が区別される以前の形態であった市郡区域の形態を適用または合併して設定されているとみなせる施設圏域が多く存在することがわかった。そしてそれはとりわけ大分県において顕著であった。また鹿児島県は他二県と比べて行政区域の影響が少ないとみなせる形態（H～J）をとる施設圏域が多いことも特徴的であった。全体的に鹿児島・宮崎の両県は類似した特徴を示したが、大分県はC、D、Gの各形態をとる施設圏域について他二県とは相違的な特徴を示した。

【表3】施設圏域の形態と各形態に属する施設圏域数（鹿児島県/宮崎県/大分県）

県名	施設圏域形態 総圏域数	行政区域適用						行政区域合併						行政区域の影響少						計			
		A 市町村区域型		B 郡区域1型		C 市郡区域型		D 市郡内		E 市郡横断		F 郡区域合併型		G 市郡区域合併型		H 市区域分割型		I 市郡内				J 市郡横断	
		圏域数	%	圏域数	%	圏域数	%	圏域数	%	圏域数	%	圏域数	%	圏域数	%	圏域数	%	圏域数	%			圏域数	%
鹿児島県	490	136	27.8	12	2.4	92	18.8	138	28.2	43	8.7	3	0.6	23	4.7	19	3.9	10	2.0	14	2.9	490	100.0
	A、B、C小計				240圏域/49.0%		D、E、F小計				207圏域/42.2%		G、H小計				43圏域/8.8%						
宮崎県	399	163	40.8	5	1.3	88	22.1	72	18.0	23	5.8	0	0.0	32	8.0	0	0.0	6	1.5	10	2.5	399	100.0
	A、B、C小計				256圏域/64.3%		D、E、F小計				127圏域/31.8%		G、H小計				16圏域/4.0%						
大分県	419	150	35.8	17	4.1	122	29.1	26	6.2	37	8.8	0	0.0	54	12.9	8	1.9	3	0.7	2	0.5	419	100.0
	A、B、C小計				289圏域/69.1%		D、E、F小計				117圏域/27.9%		G、H小計				13圏域/3.1%						

* 1 鹿児島大学工学部建築学科 助教授・工博

* 2 鹿児島大学 大学院生

Assoc. Prof., Dept. of Architecture, Faculty of Engineering, Kagoshima Univ., Dr. Eng. Graduate Student, Kagoshima Univ.